

4. 老朽給水管取替工事費等助成要綱

4. 老朽給水管取替工事費等助成要綱

第 1 条	(目的)	289
第 2 条	(助成の対象)	289
第 3 条	(助成金の交付)	289
第 4 条	(助成金の交付申請)	289
第 5 条	(助成金の交付決定)	289
第 6 条	(工事内容の変更)	289
第 7 条	(工事の廃止等)	290
第 8 条	(報告及び指導)	290
第 9 条	(工事の完成報告)	290
第 10 条	(助成金の額の決定)	290
第 11 条	(必要な措置)	290
第 12 条	(助成金の交付方法)	290
第 13 条	(助成金の交付決定の取消し)	290
第 14 条	(委任)	290

4. 老朽給水管取替工事費等助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、室蘭市水道事業条例（昭和35年条例第35号）第11条の規定により、給水装置の効率的管理及び漏水防止を図るために、室蘭市水道部が、老朽管取替工事等に要した費用（以下「工事費」という。）の一部を助成することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 水道部が助成することが出来る対象工事は、次のとおりとする。

- (1) 老朽が著しく、漏水が多発するおそれがある給水管の取替工事
- (2) 石垣等の下に埋設されている修理困難な給水管の取替工事
- (3) 再使用しない取出し給水管の分水閉止工事

2 助成をすることが出来る工事の範囲は次のとおりとする。

- (1) 前項第1号及び2号の助成の範囲は、給水管分岐から水道メーターボックス内の逆止弁までに係る工事とする。
- (2) 前項3号の助成の範囲は、分水閉止に係る工事すべてとする。

3 助成の対象物件は、個人所有の戸建住宅とする。

(助成金の交付)

第3条 工事の助成は、設計工事監理費（室蘭市水道事業条例第12条1項(5)）

を除く工事費（消費税を含む）の1/2以内とする。

ただし、助成金の限度額は50万円とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、室蘭市公営企業管理者（以下「管理者」という）が定めた申請書（様式第1号）により申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 管理者は、前条の規定による申請書及び給水装置の新設等申請書の内容を審査し、助成の対象と認められた場合は、助成金交付決定通知書（様式第2号）により交付決定を申請者に通知するものとする。

(工事内容の変更)

第6条 助成金の交付決定を受けたものが工事内容を変更しようとするときは、変更申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて管理者に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 管理者は、前項の規定により変更の承認をする場合は、変更通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(工事の廃止等)

第7条 申請者が特別な理由により工事を廃止又は中止しようとするときは、当該工事廃止・中止届(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(報告及び指導)

第8条 管理者は、工事が関係法令等に従い適正かつ円滑に実施されるため必要があると認めるときは、申請者又は施工業者に対して必要な報告を求め、又は実地を調査した上で必要な指導を行う事ができる。

(工事の完成報告)

第9条 申請者は、工事が完成した日から14日以内に工事完成実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 管理者は前条第1項の報告書の提出があったときは、速やかに工事の完了検査(様式第6号)を実施し、該当申請者に係る交付決定の内容に適合すると認めたときは、助成金確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(必要な措置)

第11条 管理者は、前条の検査を実施し、当該報告書に係る交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、申請者に対し、必要な措置を採ることを命ずることができる。

(助成金の交付方法)

第12条 前条の規定により助成金の確定通知書を受けた者は、管理者に対し助成金の交付を請求するものとする。

2 前項の請求があったときは、管理者は、請求書の受取った日から30日以内に助成額を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第13条 管理者は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (4) その他助成することが、不相当と認められる事実があったとき。
- (5) 第7条に係る工事廃止・中止届が提出されたとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。